

令和5年度佐賀大学学生海外研修支援事業 審査要領

令和5年度佐賀大学学生海外研修支援事業公募要項第8項の規定に基づき、佐賀大学学生海外研修支援事業の審査に関し、必要な事項を定める。

○選考方針

以下に掲げる内容が満たされているものを高く評価し、総合的に判断する。

- 1 特色ある研修内容であること。
(専門分野に特化したもの、NGO、NPOとの連携、海外インターンシップへの参加等)
- 2 明確な目標設定があり、それに直結する活動内容が十分に盛り込まれ、優れた教育的効果が期待できるもの
- 3 カリキュラムに組み込まれているもの、又は予定しているもの
- 4 協定校等と共同で実施、又は協定校の教員や学生との双方向型の交流を促進するもの
- 5 危機管理について十分配慮し、緊急事態に適切な対応が行えると判断できるもの
- 6 部局の国際交流ビジョンに合致し、組織的成果を目指しているもの

なお、外部資金（JASSO等）への過去の申請実績及び今後の申請予定があるプログラムについては、加点対象とする。

○審査方法

書面及び合議審査を行う。

1) 書面審査

審査委員は、各申請書の内容、並びに上記選考方針に基づき、作成された書審査項目に対して評点付けを行う。評点は、1～4の4段階とし、その目安は下表のとおりとする。評点は「評点表」の評点欄に記入し、コメント等がある場合には備考欄に記載する。

【評点の目安】

- 4 優れている
- 3 良好である
- 2 やや不十分な点がある
- 1 不十分である

申請者が審査委員であった場合、当該事業の審査の間、当該申請者は審査に加わらないこととする。

また書面審査における当該事業の評点は、当該申請者を除く審査委員の評点の平均とする。

2) 合議審査

学生交流審査会において支援の可否案を策定し、国際交流推進センター運営委員会において合議審査を実施する。